

九州・沖縄のランドスケープ遺産の取り組みの論点

1. 目的の確認と、遺産の定義について

(1) ランドスケープ遺産の取り組みの目的として、さらに追加、修正すべき点があるか？
 (下記案は、H22年11月熊本大会で示された文章に、下線部を補足したもの)

- ① 優れたランドスケープ空間を、地域～国の資産として残していくことを通じ、ランドスケープ空間の重要性を、社会に対してアピールする。
- ② 造園に関わる者が、先輩の偉業に敬意を表し、刺激を受け、仕事へと取り組む。
- ③ 確実に後世に残すべき遺産、また失われるおそれのある遺産を保全していく

《参考1》

世界遺産条約の目的：「文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立する」

(2) 対象年代について、「半世紀」が経てば、「遺産」と称しても、一般的な理解が得られやすいのでは、との考えにより

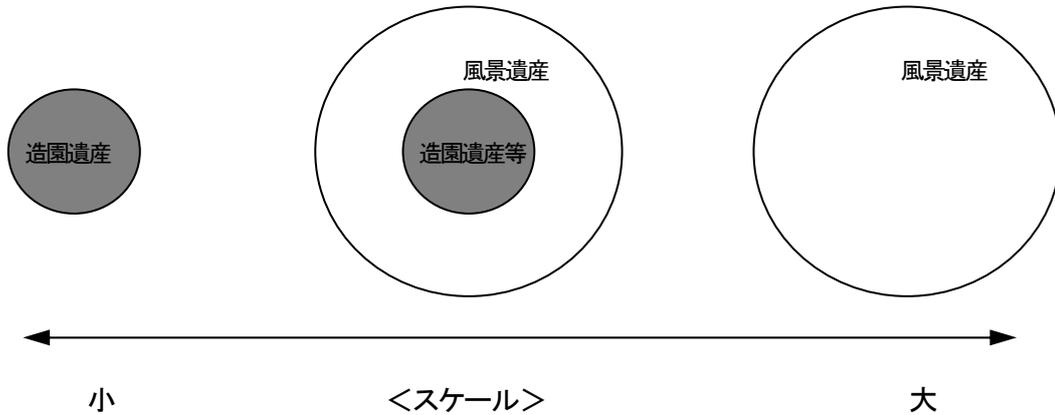
- ・ 竣工後50年(昭和36年(西暦1961年)以前)としてはどうか？
- ・ 将来に残すべきという観点から、「50年」にこだわらない方が良いか？
- ・ 50年に満たないものは、「遺産候補」として、リストに示すことでどうか？
- ・ 風景遺産は、概ね50年以上の長期に渡り、景観が保たれているものを対象としてはどうか？
- ・ 復元施設は、復元対象の時期か、復元の竣工からカウントすべきか、その両面を勘案するべきか？
 (例)「首里城 鎖之間庭園 (竣工は2008 : Ok17)」
- ・ 古墳や城址等の歴史公園についても、同様のルールが必要ではないのか？

《参考2》

- ・ 九州では、造園遺産の募集開始時には、対象年代を限定していなかった(募集後の検討課題としていた)。
 → 現時点の応募案件では、50年に満たない応募案件が多い。
- ・ 関東支部で、最も新しい遺産は、1973竣工の「等々力公園日本庭園」(竣工後38年)。
- ・ 文化庁では、近代化遺産については、「幕末から第2次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物」としている。
- ・ また、土木学会の近代土木遺産は、「施工後50年」として、近代(幕末～昭和20年代)に完成したものを主たる対象とし、それ以外についても、考慮としている。

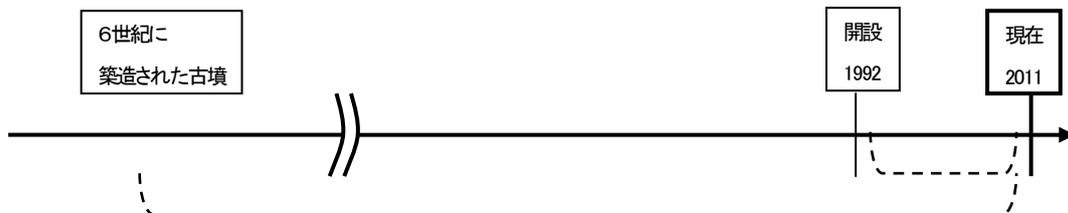
《参考3》 ランドスケープ遺産のスケールによる区分

- ・ 造園遺産と風景遺産の境界の概念



《参考4》 対象年代・範囲／区分等を検討するためのケーススタディー

Case 1. 歴史公園(M-1 蓮ヶ池史跡公園)



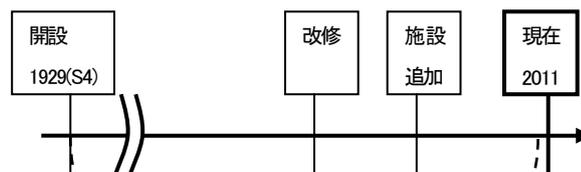
- ・ 古墳の築造は古いが、周辺部の整備や墳墓等の整備は近年に行われた。

Case 2. 城址公園(岡城、佐賀城、熊本城)



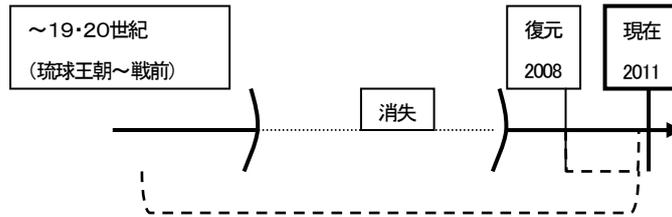
- ・ 城址の歴史は古いが…、
 - 城址内の土地利用が比較的原型のまま保たれているもの(例:Oo8 岡城(竹田城))
 - 博物館、図書館等近代的な施設が、城内に設置されている(例:S7 佐賀城)
 - 復元整備された施設がある場合も、遺産と呼ぶべきか(cf. Case1,4)？
古くからある石垣等も含めた空間全体でとらえるべきか？(例:Ku10 熊本城、S7 佐賀城(本丸))

Case 3. 大濠公園(F2)



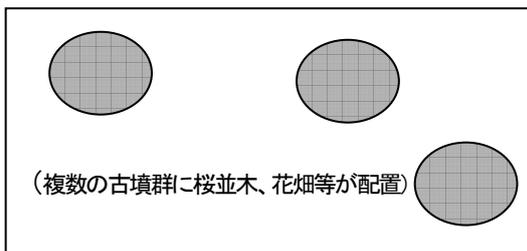
- ・ 開設時期が明確。
- ・ 改修や施設追加はあるが、水面を取り囲む公園形態は大きく変わっておらず、設置から82年経過。

Case 4. 近年復元された庭園(Ok17 首里城書院鎖之間)



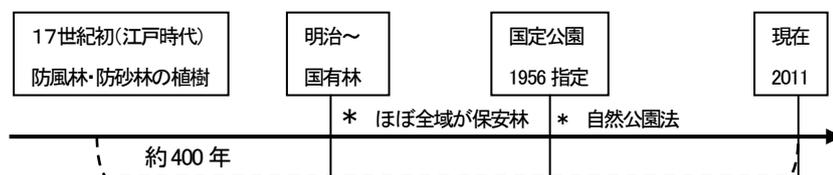
- 消失後、復元された施設の扱いをいかにすべきか？ (cf. Ok20 識名園)
- Case.1, 2に準じて扱うべきか、復元の真実性(Authenticity)で判断すべきか？

Case 5. 古墳公園の範囲の検討(M3 西都原古墳群)



- 周辺の園地と一体的に取り扱うべきか？ なお、園地としての開設は S42(1967)開設後 44 年。

Case 6. 風景遺産の考え方 (虹の松原)、



- ・ 人為により植林開始、400 年近く松林としての形態が保たれている。
- 50 年を大きく越え、長きにわたり維持されていることから、遺産と称しても理解が得られやすいか？ (cf. F25 さつき松原、F26 生の松原)

Case 7. 工場緑化の扱いについて

- ・臨海産業道路 グリーンベルト(大分市) (Oo3)
 - 延長約 13km に及ぶ都市計画道路の沿道緑化。整備後 概ね 40 年経過。
- ・新日本製鐵大分事業所の工場緑化(大分市) (Oo11): 整備後 概ね 40 年経過。
- 工場地帯での機能緑化であるが、遺産と称するには、時期尚早か？ (長期的な時間が必要か？)
- 造園遺産でなく、風景遺産として扱うべきか？

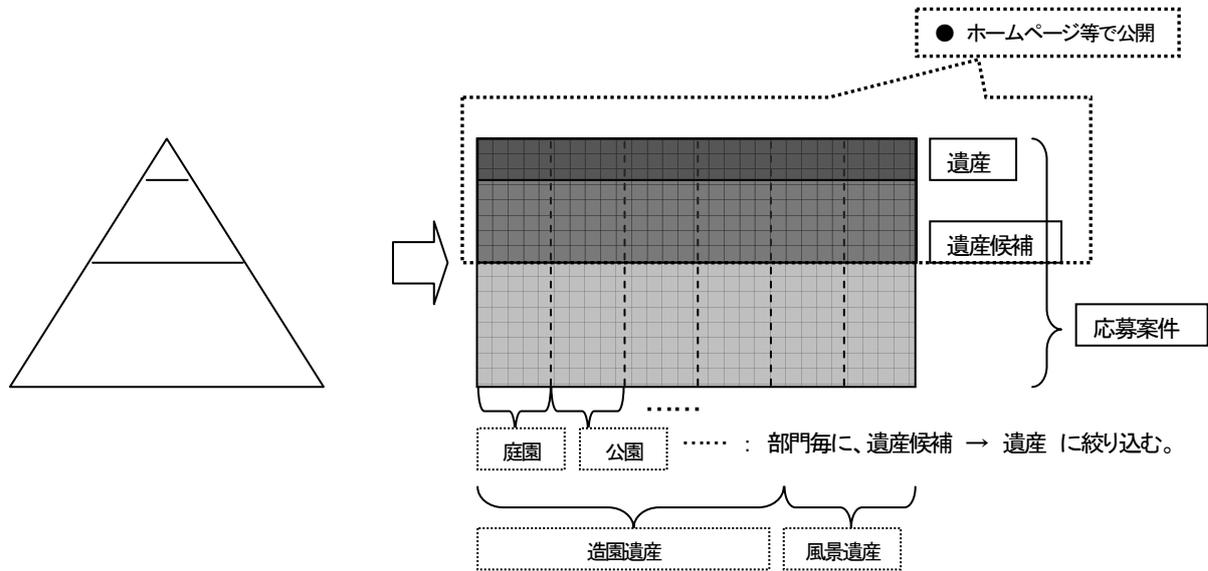
Case 9. 石畳・石積

- ・肥後街道 今市宿の石畳(大分市) (Oo10)
- ・首里城淑順門の石積復元(那覇市) (Ok16)
- 造園遺産ではなく、風景遺産として扱うべきか？

2. 部門の設定と作業の進め方について

(1) 部門の設定と進め方 (案)について

- 多種多様な応募案件を、部門別に分けて、部門内で検討を進める。
- HP 等で、選定の過程等を公開する(本日の議事要旨も公開)
- 遺産に至らなくても、将来の候補案件として公開してはどうか



(2) 部門ごとの担当の割り振りについて

- ① 個票で不足する情報があり、例えば、設計意図等の確認等の追加作業が発生
- ② 遺産として選定する理由を、中立的な視点での整理が必要
- ③ 九州・沖縄内で、他に同様の案件がないか、洗い出しも必要



- ・ 以下のように、部門を大きく4つに分類し、
- 当検討委員会委員とコアメンバーが、いずれかの部門を担当し、選定作業を進めてはどうか。

【部門(案)】

	部門 (件数は10/13時点)	担当委員	コアグループ
造園遺産 ・造園技術を用いてデザインされた ランドスケープ	庭園 (57件)		
	公園 (42件)		
風景遺産 ・生活や生業などの営為によって形成された ランドスケープ ・時代の精神や文化的範囲の中で捉えられるランド スケープ	古墳・城址等 住宅・まちなみ・並木道 (41件)		
	社寺林 農村景観 自然景観 (15件+これから応募)		

(3) 評価の進め方について

これまでのWGの検討において、点数づけ等による機械的な選定は困難ではないかとの認識により、

1. の取り組み目的に合致し、募集時で設定した、5つの評価視点について、

→ 「地域性・固有性」、「意匠性・デザイン性」、「歴史性・文化関連性」のいずれか、もしくは、複数の点で「特に優れていると選定委員会が認められる場合」に、遺産として認定する、としてはどうか？

→ 「環境・快適性」、「愛着・活用・将来性」については、上の3つを「+αの要素として考慮する」という扱いとすることでどうか？

	(視点)	(説明)
いずれか or (複数) が、必須	地域性・固有性	風土との関連、その地域ならではの工夫が取り入れられている
	意匠性・デザイン性	空間構成や構成要素全般にわたる、形・素材などの特徴がある
	歴史性・文化関連性	地域の歴史文化や地場産業と結びついている特徴がある
+α	環境・快適性	地域における微気象対策や生物多様性などへの配慮がなされている
	愛着・活用・将来性	地域住民に親しまれ、将来に向けて活用が期待されている



各部門別の担当委員、コアメンバーが、必要な情報を集め、上記視点に沿って、当該案件が遺産に値する旨の推薦文を作成し、部門内で内容をチェックする。また、候補として公開対象とする範囲を選定する。



委員会において討議し、合意が得られた案件を選定する。

《参考5》 UNESCO 世界遺産:『顕著な普遍的価値の評価基準(「世界遺産条約履行のための作業指針」)』抜粋

第 77 節 本委員会は、ある資産が以下の基準(の一以上)を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。

- i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。
- v) あるひとつの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。
(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまっているもの)
- vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
- vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

- viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び／又は真実性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

(以上)